

大阪府の高校等授業料無償化制度 (授業料支援)について

制度概要

大阪府の新制度である授業料無償化制度です。

国の就学支援金が「所得超過」を理由に不認定となり、授業料を負担されている方を対象とします。

大阪のすべての子どもたちを対象に、所得や世帯の子どもの人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現と、子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪を実現するため、令和6年度の高校3年生から所得制限を段階的に撤廃し、令和8年度に全学年で高等学校等の授業料完全無償化を図ります。

※授業料を生徒に代わり大阪府が負担するものです。原則、生徒や保護者等に現金を支給するものではありません。



対象となる要件

基準日（毎月1日時点）において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ①国の就学支援金が所得制限を理由として対象外であること
- ②生徒が、高等学校等に在学していること
- ③生徒及び保護者等が、原則大阪府内に住所を有していること

※令和6年度1、2年生の方は、令和7年度（2、3年時）から大阪府の制度の対象になりますので、まず就学支援金の7月の申請をしてください。

	R6年度<移行期間>	R7年度<移行期間>	R8年度<制度完成>
3、4年生	無 償	無 償	無 償
2年生	(現在2年生)	無 儻	無 儻
1年生	(現在1年生)	(現在中学3年生)	無 儻

申請方法

●全員

① 国の就学支援金を申請する。 必ず申請してください！

●現在3、4年生の方

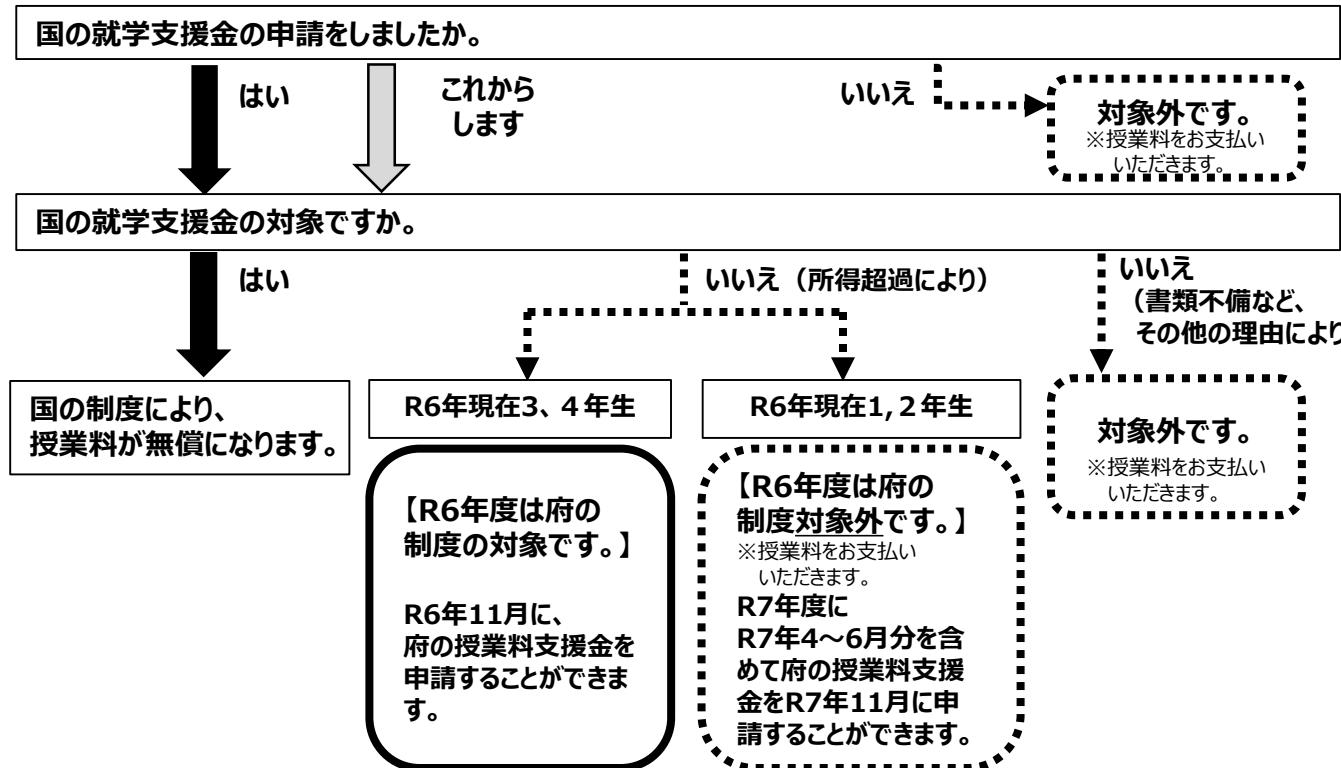
①で不認定になった後、**令和6年11月以降**（学校等を通じてご案内します。）に、**オンライン**（大阪府行政オンラインシステム）で授業料支援金を申請する。（インターネット環境がない方は学校事務室にご相談ください。）

●現在1、2年生の方

①で不認定になった後、**②令和7年度**（学校等を通じてご案内します。）に**オンライン**（大阪府行政オンラインシステム）で授業料支援金を申請する。

注) ①②どちらの申請も行わない場合は、必ず授業料の負担が生じます。

申請フロー図



FAQ



Q. 生徒と保護者の全員が大阪府内に住んでいない場合は対象外ですか？

A. 次の場合も対象となります。

- ①保護者等2名のうち1名が大阪府外に在住しているが、大阪府内に在住している保護者が生徒を扶養している場合。
- ②保護者等（2名の場合はどちらか一方）が仕事、介護又は入院等のやむを得ない事情により大阪府外に在住している場合。
- ③その他、保護者等が大阪府外に在住しているが、世帯の生活の拠点が府内にあると認められる場合。
- ④保護者等が府内に在住しており、生徒が在学する府外の学校の寮、寄宿舎及び下宿先等から通学している場合。

お問合せ先

【提出期限や、申請状況に関すること】

明石工業高等専門学校 学生課教務学生チーム TEL : 078-946-6046

【授業料支援金の制度概要などに関すること】

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180140/kyoishisetsu/furitukoukou/index.html#musyo>

※申請方法について、詳しくは追ってご案内します。

【AIチャットボットで相談する】

高等学校等の学費支援

<https://www.pref.osaka.lg.jp/f-iko/kocho/chatbot01.html>

【電話で相談する】

府民お問い合わせセンター ピピっとライン : 06-6910-8001

